

継続開示書類の虚偽記載に対する課徴金について(案)

1. 証券取引法上の課徴金制度

- 違反行為を抑止するために行政上の措置として金銭的な負担を課す制度として昨年の証券取引法改正で導入。
- 課徴金額は、違反行為の抑止に必要な水準として、違反行為により生ずる経済的利得相当額とされた。

2. 継続開示書類の虚偽記載により生ずる経済的利得

- 継続開示書類の虚偽記載により、少なくとも以下の要因を通じて利得が生ずる。
 - ① 財務状況が実際よりよく見えることによる会社の格付の上昇等による借入コストの低下
 - ② レピュテーションの上昇及びそれに伴う取引拡大、人材確保の容易化
 - ③ 上場の維持等を通じた当該会社の有価証券の価格水準や流動性の確保
- 上記①、及び②のうち取引拡大を通じた1年当たりの経済的利得の株式時価総額に対する割合は、以下の合計で算出される。

- ・ 格付の上昇等による借入コスト低下
⇒ 格付が一段階上昇した場合の資金調達金利の平均的な低下率から、利得の株式時価総額に対する割合を算出
- ・ レピュテーションの上昇に伴う取引拡大
⇒ 東証に上場した企業の上場前後の売上の平均上昇率から、利得の株式時価総額に対する割合を算出

したがって、経済的利得は以下のように算出され、これを課徴金額とする。

経済的利得＝

虚偽記載時の株式時価総額×株式時価総額に対する利得の割合
×虚偽記載の継続年数(現行制度における除斥期間3年が限度)

(注)発行開示書類の虚偽記載に対する課徴金額は、社債等の場合発行額の1%、株券等の場合発行額の2%。